

監査役とは？

早稲田大学 尾崎安央

はじめに

「監査」が先か「監査役」が先か

1 監査役の職責からみた「監査」の意義

(1) 権限

①業務「監査」

監査役は、取締役の職務の執行を「監査」する（会社法 381 条 1 項前段）

監査等委員会 会社法 399 条の 2 第 3 項 1 号

監査委員会 会社法 404 条 2 項 1 号（執行役等＝取締役・執行役）

※「監査」？ 定義はない

監査役監査基準 22 条も特段定義していないが、23 条・24 条など「監視」「検証」の語が用いられている

②会計の「監査」

業務遂行の年次報告の中に含まれる財務情報の「監査」

「会計監査」の専門化 会計事項の「監査」から「会計監査(audit)」へ

上場会社では監査役は「会計監査」をしていない！

商法監査における適法性監査から会社法監査における適正性監査へ

会社計算規則 126 条 1 項 2 号など

・非公開会社においても「会計事項」については「監査」がなされるが、それは「会計監査」ではないにもかかわらず、「適正性」に関する意見が求められている（会社計算規則 122 条 1 項 2 号）

(2) 権原

①株主に由来するという考え方

株主権 監督是正権 株式会社法制における「第三者機関」制

株主の代表者としての監査役という発想

株主の代表者から第三者的監査（監督）機関へ なぜ？

任意機関から常設機関へ なぜ？

株主総会への報告という制度の意義 例：会社法 384 条

監査役制度の基礎？

②会社の社会的性格からの考え方

三権分立思想 権力均衡のためのトライアングル・システム

公的性格を有する会社像と私的利益を追求する会社像

社員有限責任という要素 有限責任は社会にとって「害悪」？

経済（マクロ・ミクロ）を支える企業の「成長」

上場企業というものの位置づけ 大衆を株主化

ステークホルダーの多様化・拡大

（３）監査の機能

①牽制機能

株式会社法制における「経営責任は取締役にある」との前提

権力の集中と権力者の「裁量」権限の暴走に対する歯止め

逆に歯止めの暴走の対する歯止めは必要か？ 裁量権の行使の自由のメリット

監査という立場からの関与の限界 適法性監査と妥当性監査の問題

②合理的経営の推進機能

「守りのガバナンス」 ロスの発生を防止 ロスの拡大・再発の抑止

コーポレートガバナンス・コード 4-4

「監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。」

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。」

攻めのガバナンス リスク下における合理的な経営判断を可能とするメカニズム

攻めと守りのガバナンスツールとしての内部統制システム

そのシステムを構築・運用する責務 経営者

経営者がシステムに係る法的義務を履行しているか否かのチェック

システムを前提としたガバナンス 守りと攻め 「透明・公正」「迅速・果敢」

経営者責任の限定の要否

監査役による責任追及に関する判断

例：会社法 425 条 3 項（責任の一部免除）、847 条 4 項（不提訴理由書制度）、849 条の 2（和解）など

2 誰が「監査」をするのか

(1)「監査」をする者の基本的属性

①独立性

行為者以外の者による事前または事後のチェックの有効性

⇒業務執行の決定に直接参画する取締役がその任にたえるか？

意思決定に参画する義務 ⇔ 意思決定及びその執行を監督する義務

監査役は意思決定が適法になされているか否かを監視するために取締役会に出席しているとも考えられる 会社法 383 条

例：公認会計士監査

金融商品取引法 193 条の 2 「特別利害関係のない」

②専門性

(i) 会計事項に関する監査の専門性

- ・プロフェッショナルに任せる制度 会計監査人設置会社

法定監査機関の役割は会計監査人の業務執行体制の整備と業務執行状況の監視

- ・会社計算規則 127 条 4 号（会計監査人の職務遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項）・131 条
- ・会社法 340 条（会計監査人を解任する権限）・346 条 4 項（欠員補充権限）

- ・会社計算規則 121 条 2 項からの示唆

公認会計士法 2 条 1 項の「監査のほか」

「計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする」 伝統的適法性監査の名残？

- ・コーポレートガバナンス・コードからの示唆 原則 4-11

「・・・また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。・・・」 財務・会計の専門性

(ii) 業務監査に関する専門性

- ・社内監査役の意義 業務、さらには会社の内部事情に精通している
- ・社外監査役との混成チームのメリット
内部出資者の独立性に対する疑義の解消
- ・社外取締役の監督機能との関係

例：他社における経営経験が監査役監査に必要か？

(2) 独任制か合議制か

監査の効率性

効率的な監査 例：会社の規模等応じた監査の効率性

効果的な監視 例：取締役らの違法行為等の「効果的」な抑止

監査役と監査役会

独任制のメリット 個人が持つ強烈な権限 例：差止請求権

独任制のデメリット 権限濫用？ 例：差止請求権の発動条件の制限

独任機関＝自然人が職を担う＝「人」を得る必要性

(3) 大規模公開会社における合議制監査機関重視の方向性

①モニタリングボードと監査委員会

一層式機関構造の実質的二層化？

取締役会 業務執行の決定「＋」取締役の職務執行の監督

執行と監督の分離 指名委員会等設置会社における「執行役」制度 純化？

純化した機関構造は監査役制度ではないか？

※人事権の欠如の意味 選任と解任の区別 指名委員会制度の問題点

社外取締役制度

監督の強化・業務執行の決定における緊張感

業務執行の決定における多角的視点 助言勧告機能

少数派株主・ステークホルダー・社会的要請などの視点 「気づき」「説明責任」

合議体としての監査機関

独任機関のメリットが創設 監査委員は独任機関ではない

②監査等委員会

取締役会制度は「そのまま」残存 ※利益相反取引の承認（会社法 423 条 4 項）

そもそもモニタリングボードを志向しているのか？

委員会型の一種として監査役を廃止したが、監査役制度を多く承継している

この点は監査委員会も同様

独任機関的なものとして「選定監査等委員」（「選定監査委員」）がある

③監査役会設置会社

監査役会制度は旧商法特例法上の「大会社」の特則として創設された

規模の基準による区分立法の産物

上場会社を想定すると、そのガバナンスの在り方は「執行と監督の分離」が重要

そのためには、監督機関の権限強化と監督の効率的執行 合議体制度の合理性

独任機関的性格と合議体機関性格の折衷 独任機関性優位という制度設計

3 監査役制度再考

※コーポレートガバナンス・コード基本原則4

「上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
 - (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
 - (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと
- をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。」

(1) 監督機関の絶対的独任機関性とその保持

※監査役制度は執行と監督に係る機関分離が既にできている

∴①監査役は、業務執行機関とはなりえない

業務執行の決定に直接参画できない仕組み 経営に係る責任の明確化と分離

執行者責任と監督者責任の明確化

監査の基本的属性からは肯定的に捉える必要

前提として取締役会の業務決定機関としての性格は維持 責任の所在の明確化

②監督機関としての是正の要否

- (i) 経営者が経営責任を果たしていることに第三者的立場からのチェックが重要

より重責化も1つの方向性

例：金商法上の監査証明における「経営者責任」が「及び監査役の責任」となった

- (ii) 人事権がないこと

人事権は監督機関における最も強力な権限

解任権は理論的に可能か 例：監督下にある会計監査人の任期途中の解任権

しかし、選任権まで認めると支配機関にある危険 ドイツの失敗？

cf. 指名委員会制度

- ・取締役候補者の指名（会社法 404 条 1 項）、最終的には株主総会で決定

執行役の人事権は取締役会（会社法 402 条 2 項）

- (iii) 役員報酬

本来は業務執行 お手盛り防止の趣旨で定款・株主総会決議

業務執行の報酬

指名委員会等設置会社では中立的な報酬委員会が最終的な決定権限

ポイントは決定方法

報酬方針 具体的な報酬決定 二段階方式（会社法 404 条 3 項、409 条）

監査役会設置会社・監査等委員会設置会社も同様に（会社法 361 条 7 項）

監査機関の報酬

身分保障的性格 いうべきことが言えるための制度設計

監査役の報酬決定方式（執行者との分離）が監査等委員の報酬決定方式モデル

会社法 387 条、361 条 2 項

（２）監査権限の拡大と明確化

①当初はパッシブな存在であった

取締役が作成した計算書類等を事前にチェックして株主総会に報告する

取締役の過誤等を株主総会に報告する

業務監査の受動的性格

②行動する監査役への変容

差止請求権の明確化・取締役会での発言など行動することが監査役自身の職務に

③監査活動するためのサポート体制の整備

情報入手に関する権限 法定権限と情報還流の環境整備

会社のサポート体制

④中立的立場の活用

会社取締役間訴訟における会社代表権

おわりに

（１）経営者からの距離感

人間関係

経営者と全く無関係の人間が「監査」の任にあたる者となることがあるのか？

内部監査役の場合

社外監査役の場合

人選に係るバックグラウンドと職務

何に期待されて監査という職務を行う者に選ばれたのか？

逆に、何が欠けているのかの自覚と補完の努力

（２）職務としての「監査」

「監査」の意義を再考する必要

「監査」とは何かの答えを前提に監査担当者に求められるものは何かの問い

①業務監査

取締役の善管注意義務の履行、忠実義務の履行という観点が重要

その意味では、適法性監査が中心となる

妥当性の疑義は、「善管注意義務の履行に疑義がある」という状況を示す兆候

監査役は質問等の発言の義務 回答を納得できるかどうかの資質

②会計監査

会計監査人との距離感 緊張関係と協働関係

会社法における「会計監査」の意義

適法性監査の一環として会計事項の監査

株主総会資料としての計算書類・事業報告の事前チェック

(3) 職務への自覚

監査を担う人間であることの自覚 ⇒ 職務を担う人材となる努力

広義の経営者責任

※監査役監査基準2条1項

「監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた法定の独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。良質な企業統治体制とは、企業及び企業集団が、様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応えることができる体制である」

第1項の補足より

「監督」＝「より広い企業統治における監督機能全般を意味」し、「取締役会と監査役（会）が協働して担うものであり、「監査」もその一部と考えている」「痼癥も企業統治体制の確立の観点から、取締役会及び経営陣の後押しをすることが求められている」

監査の職務を担う者に求められる「勇気」 牽制と協働